

# 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

現在、国において、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しが検討されており、併せて、現行ルールの再徹底が進められております。

農業者の皆様におかれましては、「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田」の現行ルールについて、改めて御承知おきくださいますようお願いいたします。

## 1 交付対象水田の現行ルール

次の農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。

### 【水田活用の直接支払交付金の交付対象外農地】

#### 1 水田機能を喪失した農地

- ・ たん水設備（畦畔）を有しない農地
- ・ 所要の用水を供給する設備を有しない農地
- ・ 土地改良区内において賦課金が支払われていない農地

#### 2 作物作付が3年連続して行われておらず、翌年度も作付けされない農地

⇒ 現時点で、明らかに、交付対象外農地に該当するほ場がある場合は、宇都宮市農業再生協議会事務局に御相談ください。

※ 令和5年度営農計画書から、「畦畔」・「水利機能」の有無の申告欄を設ける方向で営農計画書の修正を検討しています。

## 2 国の見直し内容

国は、転換作物の生産が定着した農地は畑地化を促し、水田機能を維持しつつ転換作物を生産する農地については、水稲と転換作物とのブロックローテーションによる地力の回復と収益性の向上を促すことを目的とし、次のとおり、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田を見直す方針を示しています。

### 【見直し内容（方針）】

令和4年度以降、5年間で一度も主食用米や加工用米等の水稲の作付けが行われていない農地については、その翌年度（令和9年度）以降、交付対象水田から除く

宇都宮市農業再生協議会事務局  
（宇都宮市経済部農林生産流通課内）  
TEL：028（632）2458

# 交付対象水田の見直しについて

参考（農林水産省資料）

- 水張りができない農地（畦畔や用水路がない農地等）は、H29年からの現行規定でも交付対象外。
- 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稲と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4年～R8年）に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針。

## 見直し内容

- ① H29年からの現行ルール（右参照）に基づき、湛水設備や用水路等を有しない農地は交付金の対象外

※ 地域農業再生協議会において、毎年7月1日現在での交付対象水田を整理

- ② 現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4年～R8年）に一度も水張りが行われない農地は、R9年度以降交付対象水田としない方針

※ 水張りとは水稲（主食用米、加工用米等）の作付けを指す  
※ 営農計画書において水稲最終作付年を記入（新設）

➤ 各地域において、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水田機能を有しつつ転換作物を生産する農地については、水稲と転換作物とのブロックローテーションの構築を検討

※ 現行ルールの再徹底と現場の課題の検証のために、毎年度の交付対象水田の除外状況と、水張りやブロックローテーションの構築に関する各地域固有の課題把握のための調査を発出予定

## 交付対象水田の現行ルール

【水田活用の直接支払交付金の交付対象農地（実施要綱別紙1）（抄）】

- 2 交付対象水田の範囲  
(1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したものの。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。
  - ① 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地
  - ② 畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けを行うことが困難な農地として、次のいずれかに該当するもの
    - ア たん水設備（畦畔等）を有しない農地（本地に直ちに均平することが難しい傾斜がある場合を含み、作物の生産性の向上のため一時的に畦畔を撤去している場合を除きます。）
    - イ 所要の用水を供給しうる設備（用水源及び用水源から引水を行う用水路等の設備）を有しない農地（天水のみで水稲生産が行えることを近隣水田の生産実績等で示すことができる場合を除きます。）又は土地改良区内にあっては水稲生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地
  - ③ 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地（以下略）

## 畑地化支援

- ① 高収益作物による畑地化（17.5万円/10a）
- ② その他作物による畑地化（10.5万円/10a）

＜畑地化支援の主な要件＞

- ・ 前年度において、主食用米、戦略作物等が作付けられていること
- ・ おおむね団地化された畑地を形成すること
- ・ 支援後5年間は販売目的作物が作付けられること 等
- ※ 畑地化支援の申請農地については、交付対象水田の要件（湛水設備や用水路等を有する農地）の確認を徹底

## 令和5年度に向けた

# 水田の畑地化の取組に対する交付金のご案内

(水田農業高収益化推進助成)

国において、令和4年度以降、5年間で一度も水稲が作付されない農地は、水田活用の直接支払交付金の対象から除外する方針が示されております。

露地野菜等への作付転換等の一助として活用をご検討ください。

### ○ こんな場合に有効です

- ・ 今後、水稲作付の見込みのない耕作農地があり、有効活用したい。
- ・ 露地野菜などの園芸作物の生産を拡大したい、又は新たに始めたい。

### ○ 水田農業高収益化推進助成の概要

本助成の対象農地を国の水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成、産地交付金）の交付対象外農地とし、以降5年以上継続して野菜等の水稲以外の販売用作物を作付する「畑地化」の取組面積に交付金が交付されます。

(施設園芸作物や果樹も対象となります。)

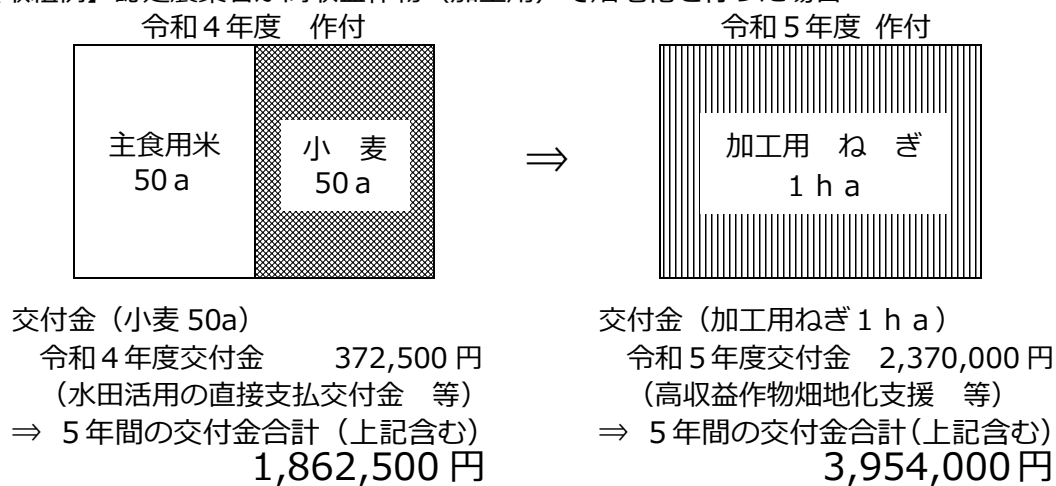
#### 《高収益作物（※1）による畑地化の取組への交付金》

- ・ 高収益作物畑地化支援 175,000円/10a（1回限り）（※2）
  - ・ 高収益作物定着促進支援 20,000円/10a（5年間交付）（※3）
- ※1 県が策定する「水田農業高収益化推進計画」等に位置付けられた作物  
※2 令和5年度までの時限単価 ※3 加工・業務用の場合 30,000円/10a

#### 《高収益作物以外による畑地化の取組への交付金》

- ・ 畑地化支援 105,000円/10a（1回限り）

【取組例】認定農業者が高収益作物（加工用）で畑地化を行った場合



- ・ 本交付金は、市や県などの機械導入等の助成と併用することができます。
- ・ 交付金の取組は、市農業再生協議会における事前の計画策定が必要となります。
- ・ 交付金を希望される方は、速やかに事務局までご相談ください。

宇都宮市農業再生協議会事務局 TEL 028-632-2458

○ 「畑地化の取組」(主な要件)

- ① 水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成等)の交付対象から除外すること
- ② 上記①を行った農地で、以降5年以上継続して野菜等の販売用作物を作付すること
- ③ 対象農地は、前年度に主食用又は戦略作物、産地交付金の交付対象作物が作付けられた農地であり、おおむね圃地化された畑地を形成すること

○ 取組例交付金積算内訳

【取組例】認定農業者が高収益作物(加工用)で畑地化を行った場合

令和4年度 作付	⇒	令和5年度 作付
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">主食用米 50 a</div> <div style="text-align: center;">小麦 50 a</div> </div> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%;"> <div style="text-align: center;">加工用 ねぎ 1 h a</div> </div>
<p>交付金(小麦50a)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略作物助成 175,000 円</li> <li>・畑作物の直接支払交付金 174,460 円</li> <li>・産地交付金 9,000 円</li> <li>・市再生協交付金 14,040 円</li> <li style="border-top: 1px solid black;">令和4年度交付金 372,500 円</li> </ul> <p>⇒ 5年間の交付金合計(上記含む) 1,862,500 円</p>		<p>交付金(加工用ねぎ1ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高収益作物畑地化支援(1回限り) 1,750,000 円</li> <li>・高収益作物定着促進支援(5年間) 300,000 円</li> <li>・産地交付金 320,000 円</li> <li style="border-top: 1px solid black;">令和5年度交付金 2,370,000 円</li> </ul> <p>⇒ 5年間の交付金合計(上記含む) 3,954,000 円</p>

※ 作付等の状況により交付金額は上記と異なる場合があります。

※ 注意事項

- ・ この助成を活用し、畑地化した農地については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に戻すことができなくなります。
- ・ この資料の内容は、令和4年度のもので、令和5年度の助成内容は変更の可能性がありますので、ご了承ください。
- ・ 交付金に該当するかどうかや、交付金額については、作付の状況等により異なりますので、個別にご相談ください。

令和4年度

## 作付転換拡大 緊急対策 支援事業のお知らせ

本事業について、「令和4年度 営農計画書」配布時に添付いたしましたA3サイズカラーチラシ「令和4年度 水田農業対策関連事業（国費等）」にて、「5 都道府県連携助成」について実施未定として周知いたしましたが、事業が実施されることとなりましたので、お知らせいたします。

### 【対象者】

令和3年と比較し、主食用米から対象作物へ作付転換が拡大した生産者。  
(営農計画書の提出が必要)

### 【対象作物】

飼料用米，米粉用米，輸出用米（新市場開拓米），麦，大豆

※ 水田における基幹作が対象。

### 【要件】

対象作物において、裏面の生産性向上の取組に1つ以上取組むこと。

※ 令和3年度は、飼料用米と米粉用米は、複数年契約が要件でしたが、  
令和4年度は、複数年契約以外も対象となります。

### 【対象面積】別紙参照

上記の取組要件を満たす対象作物の拡大面積（以下の面積が上限）

#### ○ 水田経営面積が前年と同じもしくは減少している場合

・ 前年産からの主食用米の作付減少面積。

#### ○ 水田経営面積が前年より拡大している場合

・ 取組要件を満たす対象作物の拡大面積から主食用米の拡大面積を減じた面積。主食用米の面積が減少している場合は、取組要件を満たす対象作物の拡大面積。

### 【交付単価】5,000円/10a

国からの交付：2,500円/10a 県からの交付：2,500円/10a

※ 振込は、それぞれ別時期になります。

### 【その他】

各生産者の営農計画書の内容を確認後、対象となる可能性のある方に、改めて申請書等を送付いたします（10月頃）。

【問い合わせ】宇都宮市農業再生協議会事務局（宇都宮市役所7階 農林生産流通課内）

TEL 632-2458 FAX 639-0618

## 作付転換拡大緊急対策支援事業における生産性向上のための取組

### 飼料用米・米粉用米・輸出用米

取組要件	具体的内容	取組確認書類
多収品種の導入	夢あおば等の飼料用米専用品種の導入 ※あさひの夢やとちぎの星等は対象外	購入伝票(写し)
不耕起田植技術		作業日誌等
排水対策	明暗きょ排水の整備、心土破砕	作業日誌等
育苗・移植作業の省力化	直播栽培、乳苗移植、プール育苗 密苗栽培、疎植栽培	作業日誌等
土づくり	堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用	購入伝票(写し) 作業日誌等
肥料の低コスト化、省力化	土壌分析・生育診断を踏まえた施肥 流し込み施肥、側条施肥	土壌分析結果(写し) 購入伝票(写し)
農薬の低コスト化、省力化	種子の温湯消毒、農薬の苗箱播種同時処理 農薬の田植同時処理、共同防除	作業日誌等
立毛乾燥		作業日誌等
担い手が行う取組	認定農業者、認定新規就農者、集落営農	なし
集積・団地化	個人による団地化への取組	ほ場位置図
施設・機械の共同利用	コンバイン等の共同利用	機械利用日誌等(写し)
収穫・流通体制の改善	フレコン・バラ出荷 ※ライスセンター・カントリー・個人バラ	なし
	オペレータやコントラクタ等への作業委託	作業委託契約書(写し)
地域内流通	市内の需要者への出荷	実需者との契約書(写し)

### 麦

取組要件	具体的内容	取組確認書類
排水対策	明暗きょ排水の整備、心土破砕	作業日誌等
土づくり	堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用	購入伝票(写し) 作業日誌等
担い手が行う取組	認定農業者、認定新規就農者、集落営農	なし
集積・団地化	個人による団地化への取組	ほ場位置図

### 大豆

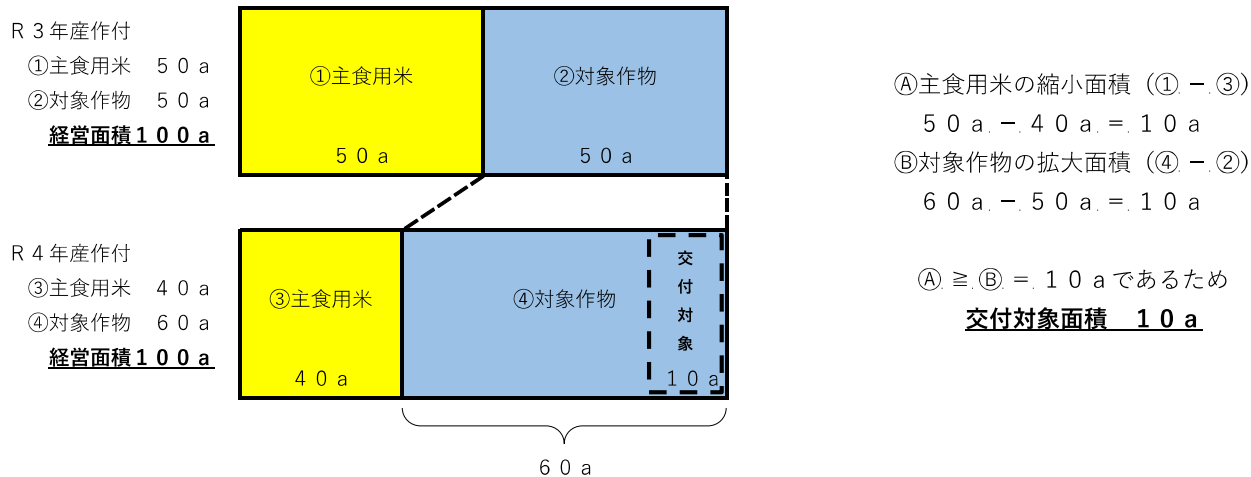
取組要件	具体的内容	取組確認書類
排水対策	明暗きょ排水の整備、心土破砕	作業日誌等
土づくり	堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用	購入伝票(写し) 作業日誌等
担い手が行う取組	認定農業者、認定新規就農者、集落営農	なし
集積・団地化	個人による団地化への取組	ほ場位置図
大豆300A技術		購入伝票 作業日誌等

## 作付転換拡大緊急支援事業の交付対象面積計算例

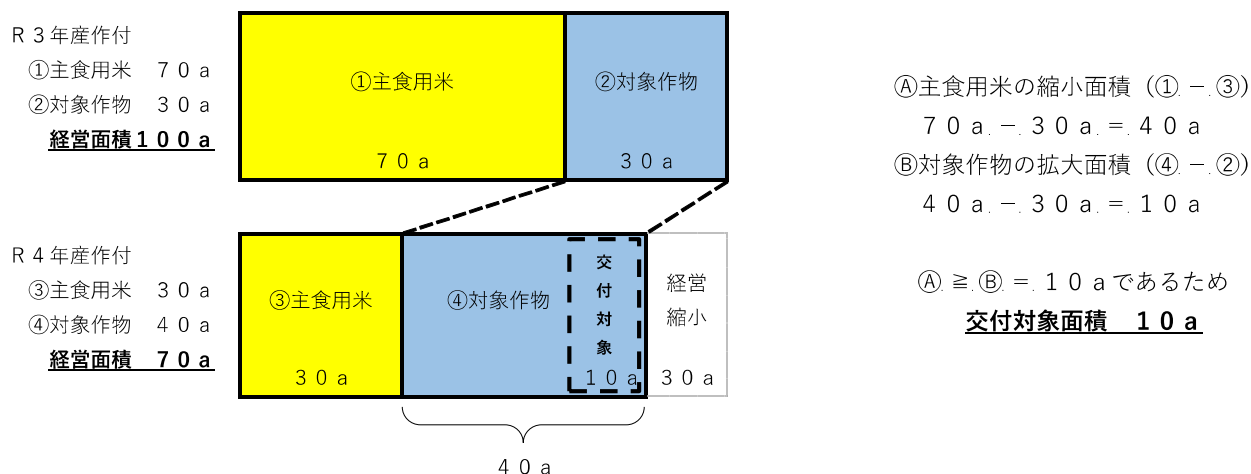
別紙

### 1 水田経営面積が前年と同じ、もしくは前年より縮小している場合

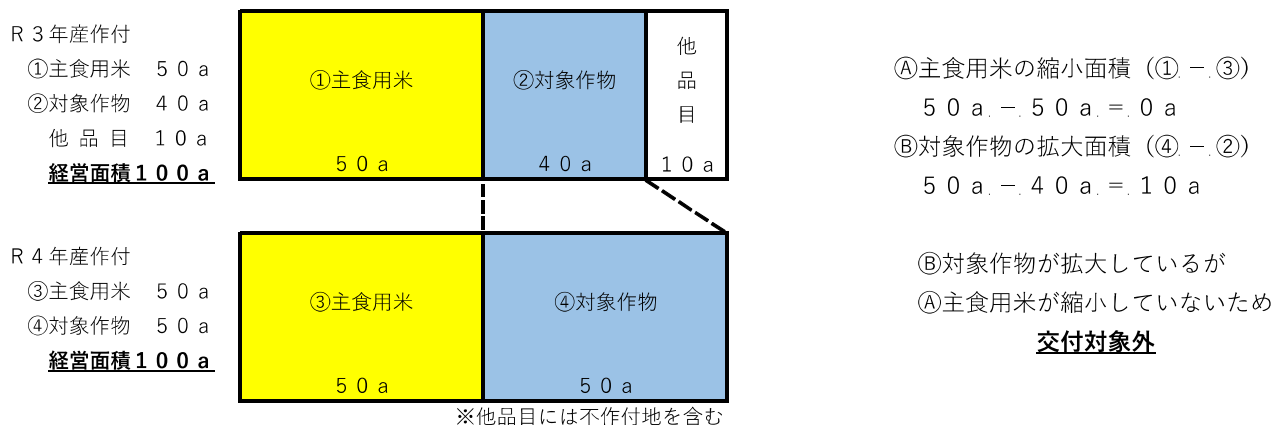
**【例1】** ・経営面積が前年と同じ ・主食用米が前年より縮小 ・対象作物が前年より拡大



**【例2】** ・経営面積が前年より縮小 ・主食用米が前年より縮小 ・対象作物が前年より拡大

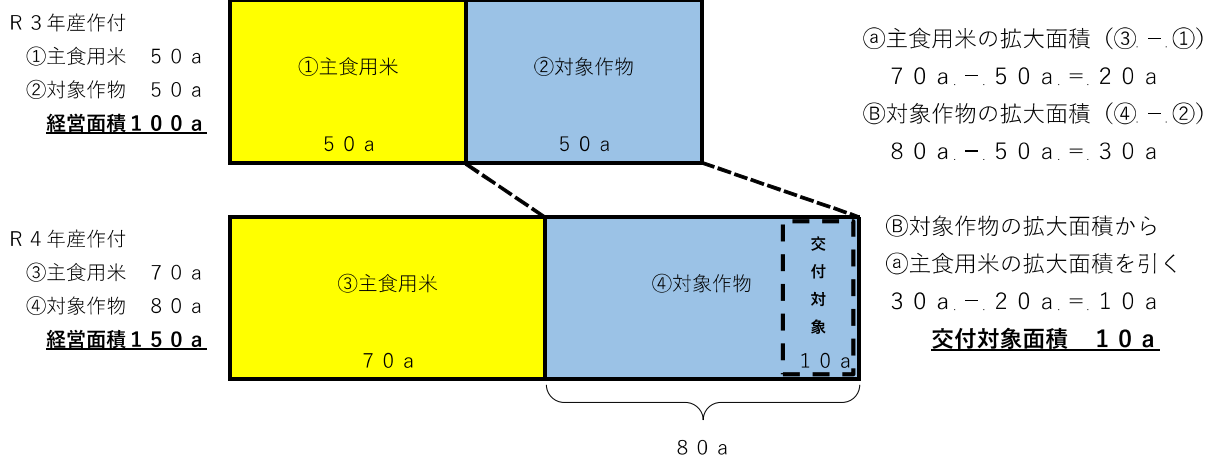


**【例3】** ・経営面積が前年と同じ ・主食用米が前年と同じ ・対象作物が前年より拡大

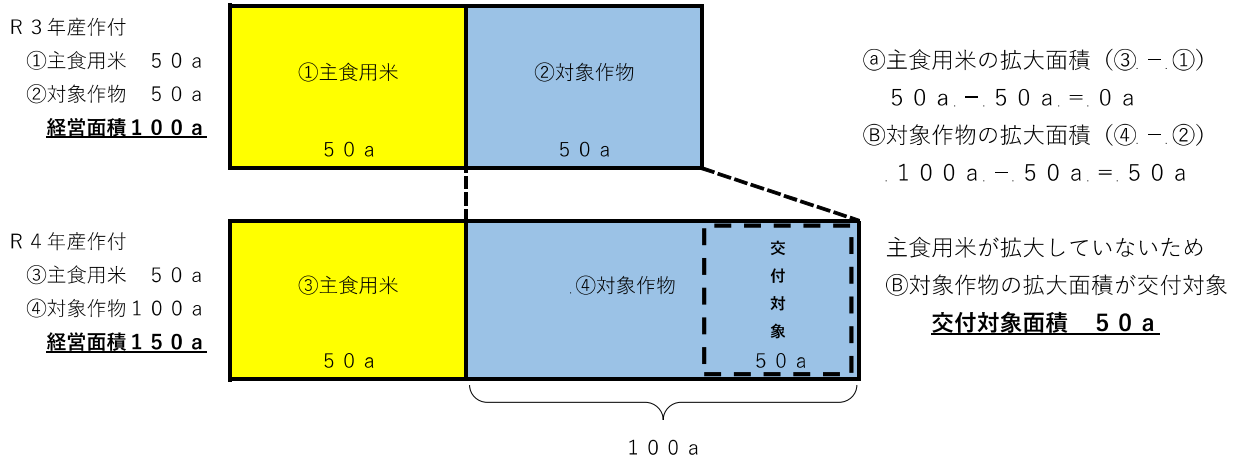


## 2 水田経営面積が前年より拡大する場合

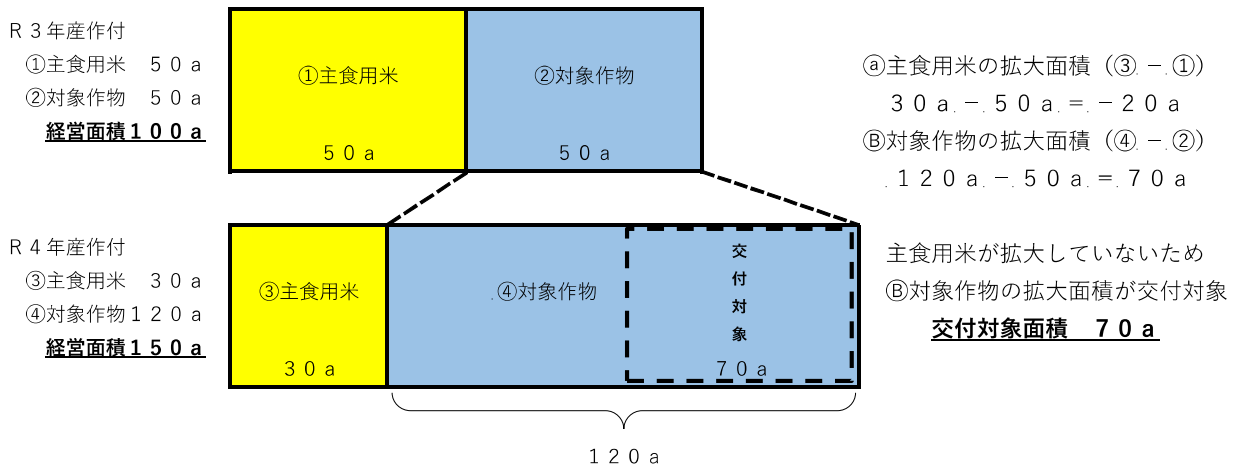
【例4】・経営面積が前年より拡大 ・主食用米が前年より拡大 ・対象作物が前年より拡大



【例5】・経営面積が前年より拡大 ・主食用米が前年と同じ ・対象作物が前年より拡大



【例6】・経営面積が前年より拡大 ・主食用米が前年より減少 ・対象作物が前年より拡大





# 営農計画書の氏名の確認をお願いします

- 「老齢」、「経営移譲」、「死亡」等の理由により、営農計画書（水田台帳）の世帯責任者が変更となる場合、名義変更のための書類を提出いただく必要があります。
- 令和4年度営農計画書について、世帯責任者が変更となる場合は、必要書類をお送りいたしますので、下記の事務局まで御連絡ください。（変更がない場合は手続不要）

## ≪営農計画書（抜粋）≫

宇都宮市農業再生協議会 行  
令和4年度 水田作付実施計画及び  
営農計画書〔兼水稲共済耕地情報申告票〕

市町村名：栃木県宇都宮市  
地区CD名：018 その他  
集落CD名：001 その他  
農家番号：9999  
協議会名：201 宇都宮市農業再生協議会  
世帯番号：999999

農業者氏名	住 所
再生 協太郎	〒 320-0818 TEL 028-632-2458 旭1丁目1番5号
共同組合員コード	認定方針作成者
認定なし	コード：9999999 不明

氏名に変更がないか確認をお願いします。

## ≪提出書類（サンプル）≫

**記載例**

農地台帳の経営主の変更兼  
水田台帳の世帯責任者の変更届 №1

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市農業委員長

下記の理由により、経営主(世帯責任者)について変更いたします。

申請者	住 所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	氏 名	宇都宮 一郎 印
該当する変更理由の番号に○をつけてください。 1. 老齢 2. 経営移譲 3. 死亡 4. その他( )		
変更前 経営主 (世帯責任者)	住 所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	(ふりがな)	うつのみや たろう
	氏 名	宇都宮 太郎 印
	生年月日	大正昭和 5年 6月 7日
変更後 経営主 (世帯責任者)	住 所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	(ふりがな)	うつのみや いちろう
	氏 名	宇都宮 一郎 印
	電話番号	028-632-2458
	生年月日	大正昭和 5年 4月 12日
	地区名	旧市 集落名 東村
	前経営主との続柄	長男

**記載例**

農地台帳の経営主変更に伴う諸名義の変更通知書 №2

栃木県農業共済組合長 様

申請者記入欄	申請日	令和 年 月 日
	申請者	宇都宮 一郎 印
旧経営主	住 所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	ふりがな	うつのみや たろう
	氏 名	宇都宮 太郎
新経営主	電話番号	632-2458 集落名 東村
	ふりがな	うつのみや いちろう
	氏 名	宇都宮 一郎
	電話番号	632-2458 集落名 東村

※太線の枠内だけ、ご記入願います。

営農委員会記入欄	経営主変更処理日	令和 年 月 日
	変更の理由(該当する番号に○)	1. 老齢 2. 経営移譲 3. 旧経営主死亡 4. その他( )

共済組合よりお願い

- この通知書は、農業委員会に提出願います。
- この通知書により名義変更する共済種別は、〔農作物〕〔家畜共済〕〔緑作物共済〕〔果樹共済〕〔園芸施設共済〕
- なお、種物共済については加入申し込み時に変更願います。
- 貯金口座の変更については、「貯金口座振替承諾書」(農協支所金融窓口にて書いてあります)を提出願います。

【問い合わせ】宇都宮市農業再生協議会事務局 TEL：028-632-2458

# 宇都宮市農業再生協議会の ホームページのご案内

## 《ホームページをご確認ください》

宇都宮市農業再生協議会のホームページでは、農業者の皆様にお知らせする事業や経営所得安定対策のほか、国の新規事業、緊急対策等について、随時、情報を掲載しています。

是非、確認をお願いします。

## 【宇都宮市農業再生協議会ホームページ】

宇都宮市農業再生協議会

検索



早速、確認してみてくださいね♪